

令和5年度 燕・弥彦総合事務組合水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度 燕・弥彦総合事務組合水道事業会計決算に基づく資金不足比率を公表いたします。

【概要】

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
	令和5年度	
水道事業会計	—	20.0%

※資金不足額がない場合は、「—」で表示される。

算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために
起こした地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額

事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額